

求人活動のルール

1. 新規中学校・高等学校卒業予定者に対する求人活動のルール

新規中学校・高等学校卒業者は、社会的経験も少なく職業経験もありません。そのため事業所が独自に行う求人活動についても一定の制約をもうけておりますので、これらの趣旨にそった活動をお願いします。

(1) 求人申込時期・選考日等の規制

	求人申込期間	選考開始日	備 考
中 学 校	6月1日以降	12月1日以降	
高 等 学 校	6月1日以降	9月16日以降	推薦開始9月5日以降（文書の到達） 内定開始日9月16日以降

(2) 家庭訪問の禁止

求人活動のため生徒の家庭を訪問することは、中学・高校を問わず一切禁止されております。

(3) 利益供与の禁止

求人者やその委託を受けた者が、新規学校卒業生やその保護者、その他の関係者に対し、金品または利便の供与を行うことにより、新規学校卒業生を対象とした求人活動を行うことは禁止されております。

(4) 学 校 訪 問

中学、高校とも教職員の勤務時間内とし、事前に学校の了解を得てから訪問してください。

(5) 文書募集の取扱い

◎ 新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

① 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

② 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。

③ 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

◎ 新規中学校卒業生を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業生を対象とする文書募集は行わないこと。

(6) 求人要項に係る留意事項

求人票の記載内容を補完し事業所の事業内容等についての理解を深めるための求人要項は、求人票記載事項と矛盾するものでないこと及び誇大な表現を使用していないこと。

2. 新規大学等卒業予定者に対する求人活動のルール

令和8年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動日程等のいわゆる就職ルールについては、令和6年12月に開催された関係4府省（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）が参画する「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、2025年度大学卒業・修了予定者と同様の日程を原則としつつ、一定の要件を満たす人材について新しい採用日程を設けること、学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆる「オワハラ」）の防止を徹底すること及びこれらを遵守するよう経済団体・業界団体に対して要請することが決定されました。

また、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）においては、令和7年3月21日に「令和8年度 大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）が定められ、経済団体・業界団体等に対し、申合せの実行に当たって企業等に留意いただきたい事項について要請が行われました。

以上踏まえ、関係4府省連名で経済団体・業界団体等に対し「2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「政府要請」という。）を発出し、選考等の日程と公共職業安定機関における取扱いは次のとおりとなります。

(1) 申合せ、政府要請を踏まえた採用選考活動等の日程

- ① 学校推薦、採用選考活動は、原則として6月1日以降とします。
- ② 正式内定は10月1日以降とします。

その上で、タイプ3のうち専門活用型インターンシップ（2週間以上）かつ春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとします。

(2) 公共職業安定機関における取扱い

- ① 求人票、求人要項等は、令和8年4月1日以降公開する。
なお、受理された求人は、4月1日以降全国どこからでも、ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>) により、求人閲覧が可能となります。
- ② 公共職業安定機関が作成する求人情報等の発行は令和8年4月1日以降とする。